

様式1

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 消防一法申一3 |
|------|---------|

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 消防局予防部規制課（06-4393-6242） |
| 処分課（担当）名 | 仮貯蔵又は仮取扱いを行う場所を管轄する消防署 |
| 処分の名称 | 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認 |
| 概要 | 消防法では、指定数量以上の危険物は製造所、貯蔵所若しくは取扱所以外の場所での貯蔵又は取扱いを禁止しています。ただし、10日以内に限り仮に貯蔵又は取扱いをする場合には一定の条件を満たし、消防署長の承認を受ける必要があります。 |
| 根拠法令等 及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> 消防法第10条第1項 大阪市危険物等規制規則第2条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 審査基準 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪市危険物規制審査基準」第2章. 第2節. 第1 仮貯蔵又は仮取扱い承認基準 【関連通知】 「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理手引」の制定について（通知）」 （令和元年7月16日付け消規第312号） 審査基準は、大阪市ホームページに掲載しています。 (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html) |
| 標準処理期間 | 5日 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 仮貯蔵又は仮取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当） |
| 提出時期 | 仮貯蔵又は仮取扱いを行う5日前まで |
| 提出方法 | 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（大阪市危険物等規制規則 別記第1号様式）による申請書2通及び関係図書を添付し承認を受ける施設の所在地を管轄する消防署（危険物担当）へ提出して下さい。 |
| 手数料 | 5,400円 |
| 相談窓口 | 仮貯蔵又は仮取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当） |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ |
| 備考 | |